

4－1 教育課程〔大学学部〕

4 教 育 課 程

(1) 大学・学部教育課程

ア 教育課程とその目的・理念

a 現状の説明

Ⅰ 本学の教育課程とその理念・目的

「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成する」という本学の建学精神にもとづいて、その教育理念は、「広い教養、良識と常にチャレンジする精神をもって、実践的な学問、実学を旨とする」ことにある。

このような本学の建学精神および理念・目的は、教育基本法に則り、また、学校教育法第 52 条および大学設置基準第 19 条を受けた本学学則第 1 条に、「法律学、経済学、商学、理学、工学、薬学、農学、水産学、文学及び医学に関する学術の理論及び応用を深く研究教授し、人格を陶冶すること」と規定されている。

その理念・目的を達成するために、本学に設置された、法学部（第一部・第二部）、商経学部（第一部・第二部）、理工学部（第一部、第二部機械工学科、第二部電気工学科）、薬学部、文芸学部、農学部、医学部、生物理工学部、工学部、九州工学部の 10 学部は、以下の学則第 10 条の定めることに従って、それぞれに教育課程をおいている。

「学則第 10 条 本大学の授業科目は、総合科目、外国語科目及び専門科目に分ける。ただし、九州工学部については、基礎科学科目、専門科目、専修科目及び特別講座とする。

2 前項のほか、学部によっては基礎科目を設けることができる。」

また、教養部と教職教育部も、それぞれに教育課程を有している。

Ⅱ 教養教育課程とその理念・目的

法学部（第一部・第二部）、商経学部（第一部・第二部）、理工学部（第一部、第二部機械工学科、第二部電気工学科）、薬学部、文芸学部、農学部、医学部の教養教育科目（総合科目および外国語科目）については、教養部が設置する教育課程によっている。

平成 6 年度からの教養教育カリキュラム改定の要諦は、これを各学部における 4 年間一貫教育に位置づけたことである。

総合科目は人間と自然系・異文化の理解系・社会の認識系・科学の方法系・健康とスポーツ系・セミナー系の 6 つの系を、外国語科目は英語と初修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語）を、それぞれ配置している。

建学の精神および教育理念・目的との関連では、法学部・商経学部は、人間論・日本社会システム論・国際社会システム論から 1 科目の選択必修とし、理工学部・薬学部・農学部は、人間論・自然環境論・生命現象論から 1 科目を選択必修とし、もって深い教養と総合的判断力、豊かな人間性を培おうとしている。

医学部は、総合科目・外国語科目・健康とスポーツ科学を、生物理工学部は人文科学系・社会科学系・自然科学系・保健体育系からなる総合科目と英語・ドイツ語からなる外国語科目を、工学部は、自己の探求系・異文化の理解系・社会の認識系・自然と調和系・科学

の方法系・健康とスポーツ系・セミナー系の7つの系からなる総合科目と外国語科目を、九州工学部は人間と文化・人間と社会・人間と自然・人間と健康・人間とコミュニケーションおよびセミナーの6分野を、それぞれ配置して、建学の精神および教育理念・目的を追求しようとしている。

卒業必要単位との関係では、法学部、商経学部、理工学部、薬学部、文芸学部、農学部、生物理工学部においては、総合科目 22 単位・外国語科目 10 単位、合計 32 単位であり、医学部においては総合科目 22 単位、外国語科目 12 単位、合計 34 単位であり、工学部では総合科目 16 単位、外国語科目 8 単位、総合科目・外国語科目・専門科目から 18 単位であり、九州工学部では人間とコミュニケーション分野から 8 単位、それ以外の分野から 24 単位、合計 32 単位である。それまでの教養教育科目 52 単位から 20 単位前後の減少である。その分、各学部は、それぞれ専門基礎的・基本的科目を1・2年次に開設し、これを専門教育の導入的・入門的科目とするとともに、これを媒介として専門教育と教養教育との有機的結合ないし連携をはかっている。

Ⅲ 専門教育課程とその理念・目的

各学部・各部の教育課程とその理念・目的は、上述の建学精神および教育理念にもとづき、それぞれの専門性を追求するものとなっている。

法学部は、激動する社会の中で広い視野と豊かな思考によって積極的・柔軟に行動することのできる人材を養成することを教育課程の理念・目的として、法律学科と経営法学科を設け、前者に法律コースと行政・政治コース、後者に企業法務コースと国際経営法コースを配置している。

商経学部は、未来志向の実学教育、すなわち、深い教養と豊かな人間性に培われた経済人・産業人を社会に送り出すことをその教育課程の理念・目的として、商学科・経済学科・経営学科を配置し、さらに社会的要請等をふまえて専門性を展開する方向で、商学科には国際ビジネスコース、経済学科には国際経済コース、経営学科には経営・会計情報コースを開設している。

理工学部は、科学技術を通じて、平和で暮らしやすい社会づくりに貢献できる、時間的、空間的に広い視野を持った人材を育成することを基本的な教育理念・目的とし、個人の能力に応じて基礎学力の充実を図るとともに、学部・学科の多様性を活かした幅広い選択性により創造力をはぐくむ教育の実現に向けて、社会の変化に対応したゆとりのある教育を行う、学生の資質や関心の多様性に対応する、基礎教育、人間形成に重点をおく、語学力の向上をはかる、情報教育を充実させることなどを基本方針として、平成 11 年度にカリキュラムを改定している。このような教育理念・目的のもと、理工学部は、数学物理学科・化学科・応用化学科・機械工学科（第一部、第二部）・土木工学科・電気工学科（第一部、第二部）・原子炉工学科・金属工学科・建築学科・電子工学科・経営工学科の 11 学科を配置している。

薬学部は、薬学に関する基礎および応用の科学ならびに技術を習得させ、薬学に関する

社会的使命を正しく遂行しうる人材、なかでも実務の場で幅広い能力を発揮できる優れた資質を有する薬剤師を養成するとともに、社会に貢献できる有能な薬学技術者、薬学研究者を養成し、また、幅広い教養と高い倫理観を身につけた、総合的な判断力をそなえ、豊かな人間性をもつことで社会に信頼される人材を養成することをその教育理念・目的としている。このような教育理念・目的のもと、より専門性を高め、また、社会的要請を先取りするかたちで、薬学部は、薬学コースと医療薬学コースの2コースを配置している。

文芸学部は、文学科・芸術学科・文化学科の3学科を有しているが、それぞれの学科が従来の枠にとらわれずにさまざまな視点から、研究テーマを追求し、学科・専攻・ジャンルの枠をこえて交流し、学科・専攻の専門的な知識と実力、表現力を養成するとともに、多様化する社会のニーズに応える幅広い知識と実践力を身につけることをその教育理念・目的としている。そのうえで、各学科は、その理念と教育目的を明確にするために専門コース制を導入している。文学科の英米文学専攻には、散文（小説）・詩歌研究・英語学研究の3コースを、日本文学専攻には、詩歌・散文・創作・評論・日本語の5コースを、芸術学科の演劇・芸能専攻には、演技と創作・理論の2コースを、造形美術専攻には、絵画・陶芸・染織・空間・建築設計・芸術理論の5コースを、文化学科には、歴史文化・比較文化・現代文化の3コースを、それぞれ配置している。

農学部は、教養教育と専門教育の連携による幅広い教養に裏づけられた広い社会的視野の育成、専門的学力と主体的な問題解決能力の育成、情報化・国際化に対応できる基礎能力の育成をその理念・目的とし、その社会的役割を十分に認識した専門能力を有する人材を育成することを目的としている。そのような理念・目的を達成するため、カリキュラムの改定を行い、基礎科目と専門科目のバランスをとり、他学科との単位互換を含めて幅広くかつ系統的な学習ができるようにしている。

医学部は、広く深い教養と総合的判断を培い、豊かな人間性を涵養することのうえに、医学の知識と技能を修得することによって、主体的に変化に対応し、自らの課題を探索し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる能力を育成することをその教育課程の目的・理念とし、その手段としてチュートリアルとクリニカルクラークシップを採用している。

生物理工学部は、専門領域をこえた学際的な研究協力体制のもとで、サイバネティクスから脱皮し、人間も自然の一部であるという考えに戻って、人間と機械系に、生態系を加え、しかも、これに通信や制御の技術を加えたポスト・サイバネティックス、すなわち人と自然の調和を優先させるエコロジカルなサイバネティクスを構築することをその教育課程の理念・目的とし、機械と生命を繋ぐ科学技術に対する社会的な視野を持ち、専門的な基礎学力と主体的な問題解決能力、深い洞察力と豊かな創造力を持ち、情報化・国際化に対応できる能力をもつ人材を養成することを目的としている。その上で、その理念・目的を実現するために、生物工学科・電子システム情報工学科・機械制御工学科・遺伝子工学科・基礎機械工学科の5学科を開設している。

工学部は、課題探求能力と時代を先駆ける行動力のある工業技術者・研究者の育成、地域に開かれた学部づくりを教育理念・目的とし、実学中心的教育の実践、基礎教育と専門教育の融合化、地域性・国際性に基づく学部外教育への参加と実践を中心課題としている。そのような理念・目的を実現するために、化学環境工学科・機械工学科・経営システム工学科・建築学科・電子情報工学科・機械システム工学科の6学科を設置している。

九州工学部は、未来を創造する技術を旨とし、実践的な技術をそなえ、人として信頼される技術者を養成するために、徹底した基礎教育と大学院と連携した高度な実践教育をその理念・目的としている。そのような理念・目的を実現するために、生物環境化学科・電気情報工学科・建築学科・産業デザイン学科・経営情報学科の5学科を設置している。

教養部は、自己形成のために、主体性を確立し世界を理解する、総合的視野を獲得する、創造的精神を養い、考え方を育てるをその理念・目的としている。

教職教育部は、専門職としての教員養成とともに、広く人間の発達や人格形成にかかわる基礎的・実践的な教養を提供することをその理念・目的としている。

b 点検・評価、長所と問題点

I 平成6年度からの教養教育の新カリキュラムは、各学部の4年間一貫教育に位置づけられた。各学部ともに教養教育の卒業必要単位が減少した分、専門的基礎・基本科目を配置して、それぞれの理念・目的のより効果的な実現をめざした。専門的基礎科目を媒介させることも含め、教養教育と専門教育の連携について、各学部にあってはその枠組み自体は設定することができているものの、その有機的連携・結合に工夫をしつつなお苦慮している面もうかがわれる。

II 第一部法学部の教育課程は、学年配当制、履修制限、進級基準により、学生が目的意識をもち、余裕ある計画的・系統的な学習計画がたてられるように配慮されている。また、学習面だけでなく、各種資格取得・公務員試験合格・企業社会への就職等にも適合的な教育課程ともなっている。ただ、第一部経営法学科のコース制については、2つのコース間に学生数の格差が生じており、それらの教育課程の内容を再検討がせまられている。第二部法学部は、多様な目的をもった学生に応答するために、自由に自主的・計画的な学習ができるように配慮されているが、第二部という限られた時限数のなかで、ほぼ第一部と同様な目的・理念を追求することに問題が生じている。

商経学部の教育課程は、多様な科目を配置している点、学生の学習意欲を喚起し、向上心をはぐくむという点、とりわけ、各学科Bコースには独自の科目を多数設置し、少人数教育を行っている点は評価できる。しかし、学生が真に学習意欲をもって系統的・計画的な学習ができているかに問題が生じている。

理工学部は、その教育理念・目的を実現するために、平成11年度カリキュラム改定があり、セメスター制の導入、卒業必要単位の変更(130→126単位)、進級制度の導入、他学科との単位互換制度の導入、専門英語科目、情報処理科目の充実、初修物理学・初修化学の導入を行っている。学部4年一貫教育における専門教育と教養教育との有機的なつなが

りへの配慮がこれまで十分なされてきたとはいえない点が問題である。

薬学部は、2コース制とし、医療に直接貢献できる能力を養成している点や平成8年の薬剤師国家試験出題基準に対応して、基礎薬学、衛生薬学、薬事関連法・制度、医療薬学の4分野をカリキュラムに取り入れた点などが評価される一方で、2コースに学ぶ学生が薬剤師国家試験受験可能なカリキュラムにしたために、コースの特徴に乏しいという問題がある。

文芸学部は、文学科の英米文学専攻に3コース、日本文学専攻に5コース、芸術学科の演劇・芸能専攻に2コース、造形美術専攻に5コース、文化学科の3コースについては、それぞれの学科・コースの学生が専門知識を深めるとともに、相互交流を通して多目的な視野を得て、社会のニーズにも応えつつ、文化の総合的な知性を養成することができるようになっている点、これを評価できる。しかし、学生のすべてがこのシステムを完全に利用できているわけではないという問題がある。

農学部は、その理念・目的にそった教育課程により、農業関連産業を中心に優れた人材を養成してきた点は評価できるが、科学技術の高度化・国際化のいっそうの進展、社会構造の複雑化にともない、社会的ニーズも変容する中で、課題探求能力が求められ、以下のような問題点がある。学部と大学院との役割分担がやや不明確であること、4年間一貫教育とはいえ、教養教育と専門教育との連携の不十分性があること、科学技術の急速な発達・環境問題の深刻化・社会構造の変化・社会規範の変容に対応するプログラムの不備、課題探求能力育成のための教育の拡充強化・IT革命とグローバル化の急速な進展に対応するカリキュラムの整備、入学者の履修歴の多様化への対応などである。

医学部は、問題解決能力の養成には1学年の基礎講座配属によるプレテュートラルが適格であり、2.3.4学年でのテュートリアル学習は優れた教育手段であり、奉仕・協調・倫理観・責任感といった心の育成には病院実習・患者エスコート実習・学外施設実習・病棟実習・クリニカルクラークシップが役立っている点、評価できる。しかし、テュートリアルとクリニカルクラークシップが未だ定着したとはいえないので、その内容について再検討すべきである。

生物理工学部は、その教育理念・目的を実現するために、平成9年度から新カリキュラムを実施した。その内容は、セメスター制導入と履修の系統性を明確にして学習の効率化をはかり、進級基準の見直しによる学生の主体的学習意欲促進、教養教育との連携とその専門教育への導入的役割の強化、専門分野の発展と社会的な要請に応えるための専門科目の見直し、専門教育充実のための他学科開講科目との単位互換制の充実である。しかし、問題点としては、セメスター制導入による学生の取得単位数の減少、進級基準見直しにもかかわらず留級者数の多い年次があること、現行カリキュラムが現代社会の複雑化・多様化に十分対応できていないこと、教育方法の適切性や教育効果の評価をするシステムが未だ十分に整備されていない状況があるためと、教育達成度を測るシステムが未だ十分に整備されていない状況があるため、学生が自主的学習計画にもとづく履修方針をたてにくい

ことなどが考えられる。

工学部は、工学基礎科目の新設は専門と基礎との中間領域に位置づけられ、両者の系統的融合化をめざすものとして評価できるが、その授業目標・内容・方法などについて十分な打ち合わせができていない学科がある、他学科履修は幅広く見識を深めるのに有効であるが、消極的受講もある、インターンシップ制度は学生に高い職業意識をもたせるために積極的に推進すべきであるなどが点検・評価としてある。しかし、工学部が2つのキャンパスに分離されているため、他学科履修は非効率的である、セメスター制については、授業の集中化や効率化をはかるべく、すべての科目に対して実施しているが、通年講義的な科目を前期・後期に分けて同一教員が担当することや、履修科目増・試験科目増による学生の負担増があり、系統的な受講計画のための履修科目の精緻化の必要がある、中国通産局指導のインターンシップ制度を学部・学科で一層組織化する必要があるなどの問題がある。

九州工学部は、カリキュラム改定後1年では点検・評価しがたいものの、1年次からのセミナー形式の少人数教育は2年次以降の学習意欲を高める点、3年次のセミナーなどできめ細かな指導ができる点で評価できる反面、施設面の充実が問題となっている、ゆとりあるカリキュラムにより、学習効果が期待できる反面、学生に安易かつ無計画な学習計画を立てさせることが懸念される、学習経歴の乏しい学生に基礎学力養成の授業を整備すべきであるなどの問題点がある。

教養部については、その理念・目的の実現のために編成された教育課程が、あらゆる知的な学問領域を横断・網羅しているだけでなく、心身の健康やコミュニケーション能力の向上をも意図したものである点は、評価できる。しかし、その幅広さや網羅性の長所は、特徴が見えにくいという短所ともなる。

教職教育部は、その教育課程が免許法により規制されているものの、必修科目の「教育実習特講（人権教育を含む）」や選択科目の「人権教育演習」など、人権教育にも力点をおいて指導してきている点、教職課程の教員組織がある点、それによりきめ細かい指導や教職員相互に連携した教育活動を可能にする点は、評価できる。

c 将来の改善・改革に向けた方策

教育課程とその理念・目的に関する将来の改善・改革に向けた方策は、以下のとおりである。

法学部は、その理念・目的との関連において、学科改組・再編、セメスター制、法科大学院構想を視野に入れつつ、教養教育と専門教育の関係や学科・コースにおけるカリキュラムが見直されるべきであろうし、多様な目的をもった学生に対応するために昼夜開講制が導入されるべきである。これとの関連で、各種資格試験、公務員等の受験講座が充実されるべきである。社会人についても十分な教育を提供することも検討すべきである。

商経学部は、学生のニーズに応える履修指針を明確にし、系統的履修ができる方策を講じることが必要である。そのために、進級基準の見直し、4年一貫教育における教養教育

の位置づけの見直し、他学部との単位互換制度の充実、セメスター制の導入、スタッフの数の充実が必要である。

理工学部は、平成 13 年度教養部改組に向け、教養教育について学部の理念・目的にそった教育課程に再編していくべきである。その際、日本技術者教育認定機構（JABEE）が掲げる共通基準を積極的に考慮すべきである。

薬学部は、4 年間で薬学の全領域を修学し、4 週間の病院薬局実習を正規の授業時間内で行い、2 コースの特色を出していくことには困難がともなうが、修業年限延長問題とも関連させながら、この課題を克服していく必要がある。

文芸学部は、学生の関心に応じた分野を基礎から応用まで順序だてて学ぶことができ、幅広い知識と実践力を養うことができるように、履修指導を徹底し、また、平成 12 年度からセメスター制導入により、多目的、学際的、独創的な学部の理念・目的の達成に向けた努力が必要である。

農学部は、その専門性の向上は大学院に委ね、学部教育は幅広い教養教育と基礎・基本を重視した専門教育に重点をおいて生涯教育の基盤を培うという観点からカリキュラムを再検討する必要がある。そこで、農学部の教育理念・目的は、教養教育と専門教育の密接な連携による幅広い教養と高い倫理性に裏づけられた広い社会的視野の育成、専門的な基礎学力と主体的な課題探求能力と問題解決能力の育成、情報化・国際化に対応できる基礎能力の育成とすべきである。

医学部は、教養科目の選択幅の拡大と学生のニーズにあった教育手段について不断に見直していく必要があり、問題解決能力の養成の基準づくりをし、そのための教員教育（FD）方法の確立、倫理観・責任感・奉仕の精神を涵養するための重点的カリキュラムによるブロック講義、ボランティア活動などを検討していく必要がある。

生物理工学部は、その理念・目的を達成するのに必要な資質をもつ学生確保のための入試制度を検討すること、編入学・社会人入学・外国人留学生・帰国生徒の受入制度を明確にして実施すること、他大学・他学部との単位互換制度の検討、自主的学習環境の整備、教育効果を測定するシステムの確立、チューター制・指導教員制の強化、教育施設・環境の整備などをはかるべきである。

工学部は、情報化・グローバル化による社会構造の変化や社会的養成に応答し、その理念・目的を実現するために、新規科目の開設を含むカリキュラムの再編を行い、学科再編や新学科構想も視野に入れつつ、2 つに分離されたキャンパスの統合をはかるべきである。また、学力レベルの格差に応じた教育指導の階層化を導入して、緩やかな競争的環境下で学生の勉学意欲の向上をはかることを検討し、そのための教育システムの再編を行う必要がある。

九州工学部は、新カリキュラムの徹底により学習効果をあげていくためには、全教員の手厚い指導体制の確立が不可欠である。

教養部は、人間教育における本学独自の重点的な視点を打ち出す必要がある。また、学

生の主体性を尊重し、その自由な選択にまかせるためには、きめ細かな指導体制を整備する必要がある。

教職教育部は、教育職員養成審議会の答申にも示された今後の教員養成の重要性にかんがみて、教員組織のいっそうの充実による教育課程の改善・改革が必要である。

イ 学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連

α 現状の説明

I 標記法令のうち、前者は、大学教育の目的について、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることとし、後者は、その教育上の目的を達成するための方法・内容や配慮点について、教育上の目的達成に必要な授業科目の開設と教育課程の体系的編成をすることと、教育課程の編成にあたっては、大学が、学部等の専攻にかかわる専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断を培い、豊かな人間性を涵養するように適切に配慮しなければならない旨定める。

本学学則は、上記法令を受けて、本学の目的について、「教育基本法の本旨に則り、法律学、経済学、商学、理学、工学、薬学、農学、水産学、文学及び医学に関する学術の理論及び応用を深く研究教授し、人格を陶冶すること」と定める。

II 法学部は、教養教育として、総合科目 13 科目を開講し、外国語科目 9 科目を開講し、総合科目から、人間と自然系の「人間論」と社会の認識系の「日本社会システム論」・「国際社会システム論」から 1 科目選択必修を含む 22 単位、外国語科目から 10 単位、合計 32 単位を卒業必要単位としている。専門教育として、各学科各コースともに、基本科目 2 単位、コース関連科目 36 単位、自由選択科目 40 単位、第一部合計 96 単位、第二部合計 92 単位を卒業必要単位としている。

商経学部は、専門教育と教養教育を車の両輪のごとく機能させ、国際的な感性や能力を実社会で高めうる基礎をつくりあげ、コンピュータ施設の充実により情報化へも対応しうるし、また、産業界からの講師招聘や工場見学を積極的に行うなどして、社会の変化を敏感にうけとめるような教育課程を編成している。

理工学部は、上記法令との関係で、平成 11 年度新カリキュラムにおいて、社会の変化、学生の資質や関心の多様性に対応し、基礎教育・人間形成に重点をおき、語学力の向上をはかり、情報教育を充実させることなどを基本改定方針とした科目編成を行い、セメスター制を導入した。

薬学部は、医療に携わる人間として、専門知識・技能に加えて幅広い教養と高い倫理観を身につけた、総合的な判断力を備え、豊かな人間性をもつことによる社会に信頼される人材の養成をめざした専門教育科目と教養教育科目とによる教育課程を編成している。

文芸学部は、基礎から応用までの段階を各分野において選択学習することができ、その体系的な科目配列により、幅広い知識を教授することができる。

農学部は、平成6年の教養教育カリキュラム改革に呼応し、これと専門教育との連携をより密接なものとし、平成8年の専門科目の大幅な低学年への移行配置により、4年間一貫教育の枠組みを整備し、平成10年には社会的要請に応じて、食品栄養学科に食品科学専攻と管理栄養士専攻を開設した。

医学部は、上記法令との関連では、幅広く深い教養と総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、道徳的能力を展開させるために、教養教育との連携をはかりつつ、1・2学年において病院実習・病棟実習・患者エスコート・外部施設見学実習などを配置し、プレチュートリアルの方法で学生の課題探求能力と解決能力を養成するとともに、疾患の知的学習、知的応用力の学習のみならず道徳的、人間性涵養に資するためにクリニカルクラシックが臨床実験において採用されている。

生物理工学部は、上記法令との関連では、教養教育の総合科目に人文系・社会系・自然系・保健体育系の科目を、外国語科目には、特に英語（開講16単位中6単位）を開設して、幅広く深い教養および総合的な判断力を養い、豊かな人間性を涵養し、国際社会で求められる外国語運用能力を養うことに力を注いでいる。また、専門教育は、各学科が主体的に編成するが、その際、教養教育と専門教育の体系化をはかり、教養教育との連携およびその専門教育への導入的役割りを果たすために専門基礎科目を設置している。

工学部は、講義目的と講義内容を明確にして学生に自主的な授業選択を可能とするために、基礎教育科目のうちの総合科目を自己の探求・異文化の理解・社会の認識・自然と調和・科学の方法・健康とスポーツ・教養ゼミナールの7つの系統グループに分けた。総合科目に問題解決力・総合的思考力・創造力を啓発する科目、また、社会・技術・環境に関する問題意識を喚起する科目を設置した。また、マツダ財団による寄付講義で、ディベート形式の新しい教育手法を平成12年度より導入している。

九州工学部は、1年次に実験・実習を含む専門基礎科目を設置するとともに、教養教育的な科目として、「基礎科学科目」を設置している。

教養部は、その教育課程を総合科目6系、すなわち人間と自然系、異文化の理解系、社会の認識系、科学の方法系、健康とスポーツ系、セミナー系と外国語科目；英語と初修外国語（ドイツ語、フランス語、中国語）などの外国語科目に分けている。

教職教育部は、上記法令との関連性を保ちつつ、教員免許法の趣旨をも充足して教育活動にあたっている。

b 点検・評価、長所と問題点

I 本学の教育課程は、学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連については、本学学則に照らし、おおむね適切性・妥当性を有しているといえる。

II 法学部については、上記法令との関連では、ほとんどの専門科目が人権に深く関係しているが、特に教養教育科目の配置自体には適切性があり、また、専門科目として「人権論」を配置し、「国際人権法」を設置している点も、評価しうる。その一方で、専門教育と教養教育との有機的連携が必ずしも十分ではなく、また、経営法学科の国際経営法コ

ースにおける外国語教育に不十分さが残る。

商経学部は、その教養教育により、経済人・産業人として幅広い知的センスを備えた人間教育をめざし、学生の主体的学習に配慮し、多様な科目が系統的に編成された専門教育により、優れた経済人・産業人の育成をめざしているといえる。

理工学部は、専門教育については、平成 11 年度から各学科の特徴を活かしたカリキュラムが実施され、指導上の工夫がなされているものの、教養教育との関係に特別の配慮はなされないままである。

薬学部は、上記法令と整合性を有しており、おおむね問題点はないと考えられる。

文芸学部は、特に演習において、卒業論文・卒業講演・卒業制作を必修とすることで上記法令との整合性を保っている。

農学部は、基礎と専門のバランスを保ち、学生の系統的学習に資するべく、受講科目の選択肢を広げて、他学科との単位互換制度を設けている。しかし、4 年間一貫教育といっても、なお、教養教育と専門教育との連携は必ずしも十分とはいえないこと、科学技術の急速な発展、環境問題の深刻化、社会構造の複雑化などに対応できる教育課程を編成してはいないこと、主体的な問題解決能力育成のためにはさらなる教育の拡充強化がのぞまれること、現行カリキュラムでは I T 革命とグローバル化の急速な進展に対応しえないこと、多様な目的をもち、多様な履修歴をもつ学生への対応を策定する必要があることなどが問題点としてあげられる。

医学部は、上記法令との関連をもつカリキュラムが実施されているが、その教育効果を評価・判定するシステムが未確立である。

生物理工学部は、教養教育に専門教育への入門的・導入的役割が期待されているものの、現状では専門教育への魅力ある入門的科目や激動し複雑化する現代社会の政治・産業・経済等の情勢にそくした魅力ある科目が少ない。専門基礎学力に不足する学生に対する初修科目ないし補修授業の導入も考えるべきである。英語教育については、国際化時代においては極めて重要であるという認識に基づき、少人数クラス編成をとり、優先的に履修できるように配慮した時間割を編成し、会話に重点を置きながら、専門教育に必要な語学力の養成につとめている。また、国際交流プログラムへのチャレンジを促進するために、TOEFL、TOEIC等の試験の受験を推奨している。

工学部は、上記法令との関連においても学生にわかりやすい教育課程を編成しているにもかかわらず、学生の基礎学力不足ないし関心の低さなどがあり、教育効果等について、理念・目的と現実との格差の大きさに問題はあるものの、社会的な問題意識を喚起する目的で開講した「環境科学」・「情報科学」などには受講生が集中する傾向もあり、多様な目的をもつ学生に応答する授業をしていくことが重要である。

九州工学部は、教養教育と専門教育について十分な科目数があり、体系的配置となるような開講年次・開講学期の設定をし、必修・選択のバランスをとった教育課程となっている。しかし、入試の多様化等による基礎学力不足の学生も少なからずいることを考慮し、

この対応策をとることが必要である。基礎科学科目に歴史科目が、言語科目にフランス語が開講されていれば、さらに充実したものとなる。

教養部は、その教育課程について、上記法令との関連性と整合性があり、高度な専門知識を学ぶべき学生が必要とする人間形成のための知的な教育内容を有しているといえるが、人間教育の基本をなす感性的、情動的な教育へのいっそうの配慮をすべきである。

c 将来の改善・改革に向けた方策

I 本学の教育課程は、学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 との関連がいっそう適切なものとなるよう、学則や各学部・各部の教育課程をさらに整備充実させていく必要がある。

II 法学部は、平成 13 年度教養部改組により全学共通教育機構が教養教育を担うことになるが、そこでも上記法令との関係では専門教育と教養教育のいっそうの有機的連携をはかっていく必要がある。さらに、社会の要請や国際化・複雑化した社会にあって、社会科学的・法律学的な基礎学力をはかりつつ、先端的・学際的領域への問題関心を高め、総合的に卒業時における質の確保、国際的通用性の向上等を重視しつつ、教育研究の質の向上と高度化をめざした教育課程を編成していく必要がある。

商経学部は、豊かな学識と総合的な判断力を培う専門性の高い講座を充実させ、いっそう系統的な科目編成や科目編成の多角化がめざされるべきである。

理工学部は、平成 12 年度で教養部が改組されることになったので、教養教育と専門教育とを連携させる教育課程の編成がなされるべきである。その際、日本技術者教育認定機構（JABEE）の基準が積極的に取り入れられるべきである。

薬学部は、現行の教育課程により、その理念・目的を実現するよう最善の努力をする必要がある。

文芸学部は、社会や学生のニーズを把握しこれを教育課程に具体化できるよう、カリキュラムの定期的点検システムと教育成果の検証システムを整備する必要がある。

農学部は、基礎科目を媒体とした教養教育と専門教育との連携、高い倫理性の養成、課題探求能力の育成、コミュニケーション能力の育成、基礎学力の育成を可能とする教育課程の再編が必要である。

医学部は、生涯を通じて真摯に人間形成につとめる医師のための素地をつくるために、学生の自覚を促し、また、指導教員の真摯な教育への取り組みに関して、教員教育のシステムを大学として整備するべきである。

生物理工学部は、各学科の専門科目について、生物系・電子系・機械系の有機的結合に配慮した関連共通科目を配置すべきである。国際化・情報化・高齢化に対処しうる基礎専門科目を全学科で連携して開講する必要がある。日本技術者資格認定機構（JABEE）の要請をも考慮し、問題解決能力、専門家として道徳的責任に基づく行動力、国際的な場で活躍できる能力など、創造力・活動力に富む技術者を育成するための教育課程の導入が必要である。

工学部は、激動し複雑化する社会において環境問題や高度情報化技術について広い視野と豊かな見識をもつ専門技術者・職業人を育成するための新科目を設置する必要がある、学生にわかりやすい授業内容・授業形式・授業方法を不断に検討し教育課程に活かしていく必要がある。

九州工学部は、近い将来附属高校と短期大学がこの学部のキャンパスに移転してくるので、学部と高校や短期大学との間で相互協力を進める中で、より充実した教育課程にしていくことが期待される。ティーチング・アシスタント制度のいっそうの活用も含めて、より効果的な授業内容・方法をはかるシステムづくりの検討が求められる。

ウ 専門教育の編成における配慮

a 現状の説明

各学部の専門教育の編成における配慮に関する現状は、以下のとおりである。

法学部は、系統的・段階的な学習、先端的・学際的領域の学習、自主的な学習、少人数教育、実習の科目の配置、他学部との単位互換制度などの配慮をしている。

商経学部は、基礎的な科目である専門科目Ⅰと学習上より高い段階にある専門科目Ⅱを配置し、段階的な学習、情報教育、他学部との単位互換制度のほか、学科・コースを超えて、「情報処理特修課程」と「女子特修課程」を設置するなどの配慮をしている。

理工学部は、平成11年度からの新カリキュラムにおいて、必修科目と選択科目のほかに選択必修科目を設け、学生の興味に応じて幅広く選択できるようにしている。

薬学部は、平成8年度実施の薬剤師国家試験の出題基準である、「基礎薬学」・「衛生薬学」・「薬事関連法・制度」・「医療薬学」に対応するため、平成6年度、専門カリキュラムの改革と専門科目の単位数の見直し、完全セメスター制度の導入を行っている。

文芸学部は、各専攻ともに「史論」・「概論」・「各論」・「研究」・「演習」・「卒業論文、卒業公演、卒業制作」の専門科目が順序立てて配置されており、段階的な履修が可能である。

農学部は、基礎学力修得のためのゆとりあるカリキュラムにより、卒業必要単位数を減らし、自由選択科目を増やし、系統的な学習のために他学科との単位互換制度を認め、セメスター制導入など、また、情報教育の充実、実験実習、演習、卒業研究を必修とするなどの配慮をしている。

生物理工学部は、専門基礎科目を低学年次に配置し、教養教育との連携や専門教育の導入をはかるとともに、系統的な専門教育をめざしている。

工学部は、専門基礎学力に基づく自己学習能力の育成、工学基礎知識の応用能力の育成、コース制の設置、卒業研究の重視をもつて、専門教育上の配慮としている。

九州工学部は、平成11・12年の学科名称変更に応じ、平成11年度にカリキュラム改定をして、基礎科学科目・専門科目・専修科目の枠組みとし、各学科の特色を生かす工夫をしている。初学年には少人数教育として導入セミナーや情報処理関連科目を開講し、基礎

力を培うようにしている。

b 点検・評価、長所と問題点

各学部の専門教育の編成における配慮に関する点検・評価および長所と問題点は、以下のとおりである。

法学部は、先端的・学際的領域に関する科目に開講できていないものがあり、外国書講読の1クラスの人数をより少なくし、2学年に対する基礎ゼミが開設されるべきである。経営法学科については、その体系的独自性が明確になっていない、第二部については時限の制約もあり、ゆとりのある学習計画を立てられず、また、幅広い知識の修得を十全にはなしえないなどの問題をかかえている。

商経学部は、多様な科目を開講しているものの、系統的学習のために科目選択の指針（履修指針）を示しておらず、系統だった学習ができていない学生が相当数いるという問題をもつ。

理工学部は、平成11年度からセメスター制に移行し、学生の選択幅を広げている。

薬学部は、医療形態の多様化、医療内容の高度化、薬剤師国家試験の出題基準の改定等から、医療薬学系科目の拡充が必要となり、本学医学部より臨床医を教授に迎え、「薬学生理学」・「薬物治療学」などの関連科目を開講した点、卒業計画を重視し、研究と薬剤師国家試験の両立を目指している点などは、高く評価できる。他方で、各分野の講義科目数のアンバランス、医療薬学のいっそうの充実、講義科目と内容の関連性、カリキュラム過密現象、病院薬局実習と正規の授業との調整の必要、実習科目の整理・統合の必要、卒業計画のいっそうの充実などの問題がある。

文芸学部は、担当教員の授業数の関係で専門科目の段階的履修が困難な状況がある、また、4年次について就職活動との関係でその専門教育に支障が生じているなどの問題がある。

農学部は、ゆとりあるカリキュラムとしたが、系統的・計画的学習ができていない学生もある、実験実習、演習、卒業研究などの対話型授業を増やす必要がある、セメスター制ではない教養教育との連携の不十分性があるなどの問題がある。

生物理工学部は、専門基礎科目の重視、系統的・効果的・効率的な学習、少人数で実践的教育などの配慮をしている点、評価できる。しかし、学科の独自性・専門性を意識しすぎた各学科の専門科目が学部の理念・目的に適合的でない点、卒業研究が就職活動と重なる点、系統的・効果的学習のために配置された自由選択科目の履修割合が相当に低い点、他学科科目の履修困難な時間割編成とその卒業単位への非加算などの問題がある。

工学部は、段階的・系統的な学習について学生によりわかりやすい具体的な履修指導や教育プログラム構成の再検討、専門科目のグループ系列化による学習効果がある反面、専門横系列の系統的な講義・演習の不足、実技を伴う授業科目の増設、学生のニーズに応えるコース制選択などの問題点がある。

九州工学部は、基礎教育を重視したカリキュラム編成をし、また、一部の学科では学外

実習などの実践的教育や資格取得講座に力を注いでいる。学生の探求意欲の向上に向け、いっそうの履修指導の徹底が課題である。

d 将来の改善・改革に向けた方策

各学部の専門教育の編成における配慮に関する将来の改善・改革に向けた方策は、以下のとおりである。

法学部は、ゆとりがあり、なおかつ計画的な学習計画が実効的にたてられるように開講科目の整備をすべきであるし、経営法学科のあり方や方向性の検討がせまられている。また、多様な目的をもつ学生に応答するために、いわゆる昼夜開講制度が導入されるべきである。

商経学部は、系統的学習のために科目選択の指針（履修指針）を示して、学生のニーズに応えるべきである。これとの関連で、進級基準を見直す必要がある。その他、単位互換制度の充実、留学による単位認定の充実、スタッフの人数増、セメスター制度の導入も必要である。

理工学部は、平成 11 年度から新カリキュラムに移行し、その教育効果が期待される。

薬学部は、諸問題の解決には抜本的なカリキュラム改定が必要と判断し、医療薬学重視の方向でカリキュラムの改定を行い、進級基準も大幅に見直している。

文芸学部は、平成 12 年度からの新カリキュラムで、セメスター制導入も含め、これまでの問題を解消することが期待される。

農学部は、情報機器の整備、対話型授業数の増設とそれに対応する教員増・教室増などの方策が実施されるべきである。

生物理工学部は、理念・目的に応じた、生物系・電子系・機械系の有機的結合をなしうる専門科目の多数配置、系統的学習のための時間割編成のいっそうの充実、基礎専門科目の効果的・効率的開講、日本技術者資格認定機構（JABEE）に配慮した専門科目の導入が必要である。

工学部は、専門教育への動機づけのために体験・実習型の授業を低学年に配置する、実践的技術者教育の具体化のひとつとして、各種資格取得を視野にいたしたカリキュラム編成の検討、講義に演習を付加した連続授業形式や少人数の対話型授業形態を考えるなどの方策を提示している。

九州工学部は、カリキュラム編成については社会的要請の変化や学生のニーズに応えるよう不断の検証が必要であるとともに、外部評価や学生による授業評価を実施して教育方法の改善につとめるべきである。

エ 教養教育の編成における配慮

a 現状の説明

I 平成 6 年度から教養教育のカリキュラム改定があり、教養教育は、その卒業必要単位を相当減少させて、学部 4 年間一貫教育に位置づけされた。

しかし、幅広く深い教養および総合的な判断を培い、豊かな人間性を涵養し、専門の学芸修得への橋渡しをするために、教養教育は依然として以前にも増して重要であることに変わりはない。このような観点から、各学部は教養教育をその教育課程の重要な要素としている。

Ⅱ 法学部、商経学部、理工学部、薬学部、文芸学部、農学部は、人間と自然系・異文化の理解系・社会の認識系・科学の方法系・健康とスポーツ系・セミナー系の6つの系からなる総合科目と英語・初修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語）からなる外国語科目を配置している。そして、上述の教養教育課程の重要性にかんがみ、法学部、商経学部については、「人間論」・「日本社会システム論」・「国際社会システム論」の中から1科目を、理工学部、薬学部、農学部については、「人間論」・「自然環境論」・「生命現象論」の中から1科目を選択必修科目としている。

医学部は、人間思索論・外国文化論・日本文化風土論・文化交流論・社会システム論・経済システム論・物質環境論・生命現象論・科学方法論・情報リテラシー論・人権論からなる総合科目、英語と初修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語）からなる外国語科目、健康とスポーツ科学を、工学部は、自己の探求系・異文化の理解系・社会の認識系・自然と調和系・科学の方法系・健康とスポーツ系・ゼミナール系の7つの系からなる総合科目と英語・初修外国語（ドイツ語・フランス語・中国語）からなる外国語科目を、生物理工学部は、人文系・社会系・自然系・保健体育系の4つの系からなる総合科目と英語・ドイツ語からなる外国語科目を、九州工学部は、教養教育科目である基礎科学科目については、人間と文化・人間と社会・人間と自然・人間と健康・人間とコミュニケーション・セミナーの6分野を、それぞれ開講して、教養教育編成上の配慮をしている。

b 点検・評価、長所と問題点

各学部等の教養教育の編成における配慮に関する点検・評価および長所と問題点は、以下のとおりである。

法学部は、人間論等の科目を選択必修にしている点は評価できるが、学部の理念・目的に照らして、その他の総合科目にも選択必修にして良いものもある。

商経学部は、多様な専門科目と教養科目の構成によって相乗的な教育効果をあげることが期待される。

理工学部は、教養教育が学部4年間一貫教育に位置づけされたことで、教養科目は4年次まで履修できるものの、大半の学生が低学年次で履修をしてしまうという問題がある。

薬学部は、教養教育と専門教育との有機的統合に向けた編成がなされるべきである。特に教養教育の理科系科目については、専門科目とのいっそうの連続性がはかられるべきである。他方、優れた人格形成のために社会・人文系科目も継続していくべきである。

文芸学部は、教養教育と専門教育との連携を保ちつつ履修できる点、評価できるが、総合科目と専門科目とが同時開講になっている場合があり、専門科目を優先履修する学生が少なからずいるという問題がある。

生物理工学部は、その教養教育については、専門に関連づけた広い視野をもって教養を培うことができるように配慮されているが、専門基礎科目の充実を考慮する必要がある。

工学部は、教養セミナーは問題解決能力・総合的思考力・創造力の啓発を目的としていて有効な授業形態である。しかし、教養教育科目を自らの学習計画に位置づけて履修する学生がすくない。

九州工学部は、基礎科学科目を学生に身近なものとし、また、専門と実社会の橋渡しをするものとして教養教育にとり、意義深いものとなっている。この授業方法や内容をいっそう改善していく必要がある。

教養部は、教養教育が幅広く深い教養および総合的な判断力、豊かな人間性をめざすように配慮している。しかし、受講生にばらつきがあり、理念・目的にそう教育効果をあげられないことが憂慮される。

c 将来の改善・改革に向けた方策

各学部等の教養教育の編成における配慮に関する将来の改善・改革に向けた方策は、以下のとおりである。

法学部、薬学部は、教養部改組に伴い、平成 13 年度からは全学共通教育機構が教養教育を担うことになる。教養教育をめぐる問題はそこにおいて解決されるべきである。

商経学部も法学部と同様であるが、その他に実業界からの講師招聘や社会見学・工場見学などの体験講座の開設を教養教育において考えるべきである。

理工学部は、教養教育の卒業必要単位数に幅を持たせて、教養教育科目を積極的に履修できるようにすべきである。

文芸学部は、専攻に隣接する専門的な教養教育科目との連携を時間割編成上考慮すべきである。

生物理工学部は、情報化、国際化、福祉・高齢化等に対応する分野を教養教育のカリキュラムに専門基礎教育としての位置づけていく必要がある。体験学習や総合セミナー等の演習、情報処理基礎科目等を共通教育科目とすべきである。

工学部は、ディスカッション・ディベート形式の総合セミナーを拡充するために、教員の授業方法の改善をいっそう進めていく必要がある。

教養部は、よりよき教育効果をあげるために、教室の受講者適正規模にするとともに、同一科目であっても、授業内容を異にする場合のあることを考慮していかねばならない。

オ 外国語科目の編成における配慮

a 現状の説明

I 教養教育における外国語科目の編成における配慮

法学部、商経学部、理工学部、薬学部、文芸学部、農学部、医学部は、教養教育における外国語科目については教養部にその教育をゆだねている。これらの外国語科目の編成は、英語・ドイツ語・フランス語・中国語であり、英語についてはグレード制を採用し段階的

な学習を可能にし、また、外国人講師による「英語表現」、英語特修Bにおける「会話コース」・「ニュース、映画コース」・「クリエイティブ・ライティング・コース」・「各種検定コース」を開講している。工学部は、外国語科目の編成は上述学部と同様である。

生物理工学部は、外国語科目として英語とドイツ語を開講している。九州工学部は、外国語科目を基礎科学科目中の「人間とコミュニケーション」分野にまとめ、英語・ドイツ語・中国語を開講している。

Ⅱ 専門教育等における外国語科目の編成における配慮

法学部は、専門教育については、実用英語・ビジネス英語や外国書講読Ⅰ（英語）、外国書講読Ⅱ（英語・ドイツ語・フランス語）を開講している。

商経学部は、ビジネス・イングリッシュや外国文献研究A・Bを開設し、このほかに商学科国際ビジネスコースにはビジネス英語Ⅰ・Ⅱ、スペイン語会話Ⅰ・Ⅱ、タイ語会話Ⅰ・Ⅱ、マレー語会話Ⅰ・Ⅱ、中国語会話Ⅰ・Ⅱ、英書講読を開講している。

理工学部は、学科により専門英語や英書講読を開設している。

薬学部も英語講読Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを開講している。

文芸学部の英米文学専攻では、より高度な学修をめざして、英米文学講読を開講している。

工学部は、海外語学研修や語学能力向上のための教養セミナーのほか、就職対策の一環としてTOEICの受験を奨励し、さらに、専門英語を開講し、工業英語検定試験受験を奨励し指導している。

九州工学部は、専門基礎英語のほかに、海外領域研究という科目を平成11年度に新設している。

b 点検・評価、長所と問題点

各学部等の外国語科目の編成における配慮に関する点検・評価および長所と問題点は、以下のとおりである。

法学部は、教養教育としての外国語教育については、系統的・段階的な学習になっている点評価できる。経営法学科の国際経営法コースは、語学教育の充実が望まれる。ネイティブ・スピーカーによる語学教育の充実も必要である。

薬学部は、語学教育については教養教育と専門教育との連続性が求められる。

文芸学部は、LL教室の整備や現在開講以外の語学科目を開設するよう検討するべきである。

生物理工学部は、学生間に語学能力の格差があるものの、殊に英語教育については、国際化時代においては極めて重要であるという認識に基づき、少人数クラス編成をとり、優先的に履修できるように配慮した時間割を編成し、会話に重点を置きながら、専門教育に必要な語学力の養成につとめている。また、国際交流プログラムへのチャレンジを促進するために、TOEFL、TOEIC等の試験を受験することを推奨している。

工学部は、海外語学研修制度の活用やTOEICテスト受験の奨励、専門英語の設置、

習熟度別クラス編成などは評価できる。しかし、海外語学研修制度は有効である反面、学生の経済的負担が大きいこと、研修指導が特定教員に集中することなどの問題がある。また、少人数教育をさらに進めるべきであるし、TOEICテストの結果には、英語の授業時間数が少ないことが影響を及ぼしている。

九州工学部は、LSやネイティブ・スピーカーを利用している点、文化的な側面を重視した海外領域研究を新設した点は評価できるが、少人数教育のクラス編成にすることが課題である。

教養部は、国際化に応じた英語能力の育成の一貫として、学生のニーズに合わせ、柔軟性をもたせた科目編成をしている点は評価できる。

c 将来の改善・改革に向けた方策

各学部等の外国語科目の編成における配慮に関する将来の改善・改革に向けた方策は、以下のとおりである。

法学部は、教養教育としての語学教育を英語に集中させるか、数カ国語を学習させるかの検討を要する。さらに、スペイン語・イタリア語などのラテン系語学科目やハングル語など近隣諸国の語学科目の開講も検討すべきである。語学センターやネイティブ・スピーカーの活用を考えるべきである。ビジネス英語などの実践的な語学科目を1年次から開講すべきである。

理工学部は、英語による授業の開講などの検討をすべきである。英会話や英語での討論能力の養成も重要な課題のひとつである。

薬学部は、英会話の科目についてはネイティブ・スピーカーの増強をはかるべきである。

文芸学部の文化学科は、アジア重視の方針を掲げ、ハングル語・インドネシア語・タイ語等の開設に向け検討中である。

生物理工学部は、語学教育については実用英語を開設して、TOEICの点数に対応した教育を行うべきである。リーディング・ライティング・リスニング・オーラルコミュニケーションの科目やフランス語・中国語・ハングル語等も開設すべきである。ネイティブ・スピーカーの教員との協力体制を進めるべきである。

工学部は、平成12年度からアチーブメント・テストを実施し、習熟度に応じた英語教育を行うようにしている。外国人留学生を積極的に受け入れて、国際人としての資質をもつようにすべきである。少人数教育のための設備を充実させるべきである。ネイティブ・スピーカー教員を採用すべきである。各種の資格検定試験を積極的に受験させるために、その結果を外国語科目の単位認定に反映させるようにすべきである。

九州工学部は、外国語科目の理念を持つ必要があるとともに、少人数制のクラス編成や能力別クラス編成を検討すべきである。

教養部は、英語特修Bの4コース中1コースのみの履修制限を改善し、複数履修可能とした。

カ 卒業単位に占める各科目の配分

ア 現状の説明

各学部の履修単位・卒業必要単位については、学則第 13 条が定めるところによる。

第一部法学部は、教養教育科目については、総合科目 22 単位、外国語科目 10 単位、合計 32 単位とし、専門教育科目については、基本科目 36 単位中 20 単位（50%強）、コース関連科目 92 単位中 36 単位（40%弱）、自由選択科目 40 単位、合計 96 単位、総合計 128 単位を卒業単位としている。教養教育科目と専門教育科目の単位数の割合は 1 対 3 である。専門科目 96 単位は開講科目の総単位数 260 単位の 30%強である。第二部は、教養教育科目 32 単位と専門教育科目 92 単位、合計 124 単位である。これらの単位数の割合は 1 対 3 である。専門教育科目 92 単位は、総開講科目の総単位数（法律学科 232 単位；経営法学科 242 単位）の約 39%である。

理工学部は、卒業必要単位に占める各科目の割合は、総合科目 17,5%、外国語科目 7,9%、専門科目 74,6%である。

薬学部の卒業必要単位は 124 単位であるが、薬学コースでは教養教育科目が総合科目 22 単位・外国語科目 10 単位、合計 32 単位で、専門教育科目が必修の実習と卒業計画で 28 単位、選択科目の A 群から 45 単位、B 群から 17 単位、A・B 群から 2 単位、合計 92 単位、医療薬学コースでは実習と卒業計画で 29 単位、A 群から 45 単位、B 群から 16 単位、A・B 群から 2 単位、合計 92 単位としている。

文芸学部は、教養教育では総合科目 22 単位、外国語科目 10 単位の合計 32 単位、専門教育科目 100 単位、総合計 132 単位が卒業必要単位である。

農学部は、卒業必要単位は 124 単位で、教養教育の総合科目 22 単位、外国語科目 10 単位、合計 32 単位、専門教育科目 92 単位である。

医学部は、教養教育科目が選択制である以外、専門科目は必修としている。

生物理工学部は、教養教育では総合科目 22 単位、外国語科目 10 単位、合計 32 単位であり、専門教育では必修科目・選択科目の枠組みにより 94 単位で、卒業必要単位は 126 単位である。

工学部には、教養教育の総合科目と外国語科目、専門教育科目が配置されている。教養教育の 24 単位と専門教育の 84 単位、教養教育・専門教育の共通領域の 18 単位、合計 126 単位が卒業必要単位である。専門教育の割合は約 80%である。

九州工学部の卒業必要単位は 126 単位であり、その内訳は、教養教育分野から 32 単位、専門教育分野から 80 単位、専修科目の卒業研究 6 単位あるいは卒業セミナー 4 単位、他学科との単位互換科目から 10 単位までである。

イ 点検・評価、長所と問題点

各学部の卒業単位に占める各科目の配分に関する点検・評価および長所と問題点は、以下のとおりである。

第一部法学部は、基本科目・コース関連科目・自由選択科目という枠組みにより、系統

的・段階的な学習ができるようにカリキュラムを体系的に編成している点、卒業単位に占める各科目の配分に適切さがある点は評価できる。コースによっては2学年配当科目が相当数になっているところもあり、学科目の学年配当に工夫をする必要がある。第二部は、時限に制約もあり、系統的・段階的な学習が十分できない、履修選択の余地が少ないという問題がある。

理工学部は、専門教育科目の取得総単位数が多い反面、教養教育科目の取得単位数が必要最低限度となる傾向がある。専門教育科目については、各学科ともに必修科目・選択必修科目・選択科目の配分に工夫があり、選択科目の開講を多くして学生に選択の自由を認めている。

薬学部は、卒業単位に占める専門教育科目の配分はおおむね妥当であるが、教養教育の割合が相対的に高いといえる。

文芸学部は、専門教育科目の必修・選択・自由選択の配分において、学部・学科の理念・目的にそい妥当である。下級年次で基礎学力を養成するようにして、継続的な学習ができるように配慮している。

農学部は、教養教育と専門教育の単位配分は適切である。

医学部は、新カリキュラムにおいては基礎専門科目の時間減少がある反面、臨床実習の増大があり、臨床知識と技能などの重視傾向がある。

生物理工学部は、教養教育科目と専門教育科目の配分、必修科目と選択科目の配分についてはおおむね妥当である。ただ、126単位は学生に若干負担であり124単位にすべきである。教養教育と専門教育の間にグレイゾーンを設けるべきである。

工学部において、卒業必要単位126単位が学生の学習効果に対して適正かどうかについては各種議論がある。留年生を少なくするためもあって、「ゆとりのある教育」を重視し、進級基準を緩やかにしたもの、その効果は認められない。専門教育分野の単位数が占める割合は大きい、全体としてはバランス良く配置されている。

九州工学部における教養教育と専門教育の単位数配分は、おおむね妥当であるが、履修選択についてはきめ細かな指導が必要である。

c 将来の改善・改革に向けた方策

各学部の卒業単位に占める各科目の配分に関する将来の改善・改革に向けた方策は、以下のとおりである。

法学部は、平成13年度から昼夜開講制に移行する予定であるが、より系統的・段階的・集中的な学習ができるよう検討されている。学生や社会のニーズに応じて科目の統廃合と履修選択の自由を拡大することなどが検討されている。

理工学部は、教養教育科目と専門教育科目との有機的結合ないし連携をめざしてカリキュラムの改定を進めている。

薬学部は、高校と大学の、また、教養教育と専門教育の有機的連結をはかるために教養教育の自然科学系基礎科目に基礎化学、基礎生物学、基礎物理学、基礎数学およびそれら

の演習を組み込んだカリキュラムを検討中である。専門教育科目についても、科目選択の幅を広げて自主的学習に資するようにしている。

文芸学部は、平成 12 年度からの新カリキュラムにおいて、専門科目の卒業必要単位数を 92 単位に減じて、ゆとりある学習ができるようにしている。

農学部は、総合科目に近い専門基礎科目または学部基礎科目は総合科目に編入されるべきである。

医学部は、優れた教育方法であるチュートリアルとクリニカルクラークシップについて時間的ゆとりをつくる必要がある一方で、クリニカルクラークシップの充実をはかるべきである。

生物理工学部は、教養部改組や現代社会の流動化・複雑化を考慮すれば、専門基礎科目、専門科目の学年配当を検討する必要がある。教養教育については、各学科の実情に即した配置を考慮し、他学科との単位互換制度を進めるべきである。

工学部は、バランス良い進級基準を設け、きめ細かな履修指導を行い、「ゆとりある教育」と基礎力の徹底をめざして開講科目の低減と演習科目の重視をするなどが必要である。

九州工学部は、カリキュラムの不断の点検・評価と改善に努めなければならない。

キ 学生の主体的学修への配慮

a 現状の説明

I 法学部・商経学部・理工学部・薬学部・農学部の教養教育は教養部が担当しているが、総合科目 13 科目中 12 科目を 1 学年以上で選択可能としている。選択必修科目は、法学部・商経学部では人間論・日本社会システム論・国際社会システム論から 1 科目、理工学部・薬学部・農学部では人間論・自然環境論・生命現象論から 1 科目とし、選択必修度を最小限度にしている。医学部の教養教育も教養部が担当するが、総合科目 11 科目は 1 学年以上で選択履修可能である。

II 第一部法学部の専門教育は、基本科目・コース選択科目・自由選択科目・自由科目の枠組みをもち、必修科目はなく、基本科目とコース選択科目を選択必修としている。専門教育については、学年配当制を採っており、1 年次配当 5 科目、2 年次配当 30～35 科目、3・4 年次配当 36～41 科目としている。第二部は、基礎科目・発展科目・応用科目・関連科目・実用科目の枠組みをもち、すべて自由選択科目である。学年配当制を採り、1 年次配当 5 科目、2 年次以上 27 科目、3・4 年次配当 29～33 科目としている。

商経学部は、学生の主体的学修を可能にするため、詳細なシラバスを作成・配布している。

理工学部は、学生が主体的学修をできるように各学科独自にカリキュラムの工夫をしている。演習科目や実験科目を多く配置している。

薬学部は、主体的学修のために、シラバスの配布、自学・自習の部屋の確保、国家試験の過去の問題がある自習コンピュータ・システムの整備、語学センターにおける英会話講

座の開講、夏期海外語学研修への参加の奨励などを行っている

農学部は、必修科目・選択必修科目・選択科目の枠組みであるが、必修科目を相当に限定し学生の自主的な科目選択ができるようにしている。主体性・能動性を引き出すために平成12年度からオフィス・アワー制度を導入している。

生物理工学部は、教育要綱にカリキュラム系統別講義名と各学年における各科目の配置を表記し、選択可能な複数科目の設定と上級学年での必修科目の減少、必修科目の時間割配置の重複回避、進級基準による学生自己管理の促進、アドバイザー委員による相談受理、主体的学修困難な学生に対する転学部・転学科試験の実施などにより、学生の主体的学修への配慮を行っている。

工学部は、カリキュラム編成において専門基礎科目・基本科目から順次応用科目・発展科目を配置し、主体的・段階的・系統的学習ができるようにしている。海外語学研修の奨励、各種専門技術講座の開設、専門教育と情報教育の融合、実験・実習・設計科目を多く設けて複数担当制やTA制の導入などの実施体制の整備などが行われている。

九州工学部は、基礎化学科目における選択の拡大、進級基準の見直し、他学科との単位互換制度の拡充、1年次での導入セミナー・理数基礎セミナー等の少人数教育の実施、時間割編成における時間的余裕の設定など、また、インターネットの活用、シラバスの配布、新入生に対する1泊2日のオリエンテーションの実施等により、主体的学修への配慮をしている。

教職教育部は、学部担当教員を配置し、各学部の学生に対する履修方法・進路選択等に関する指導・助言を行っている。学生相談室、資料室に教員採用試験に関する資料を蓄積して、主体的学修への便宜をはかっている。教員採用試験説明会・教育実習最終試験の機会を利用し、卒業生教員、教員希望の学生によるスピーチの場を設けている。

b 点検・評価、長所と問題点

各学部の学生の主体的学修への配慮に関する点検・評価および長所と問題点は、以下のとおりである。

法学部は、教養教育科目の配当・履修の多い1年次には専門教育科目の配当を少なくし、学年が進むにつれて漸次増やし、3年次にはすべての科目を履修可能としている。配当の内容は、法学・実定法の基礎から発展・応用への履修へと系統的・体系的・段階的な学習ができるようになっている。必修科目は設けず、選択必修も比較的緩やかにして、学生に履修選択の余地を大きく認めつつ、主体的な学習計画をたてられるように配慮している。ただ、第二部においてはすべての科目を自由選択科目としたことが、選択必修を残している第一部と自由度・必修度・選択度を異にする点は今後の検討課題である。

商経学部は、講義がいわゆるマスプロ教育となっているが、主体的学修のためには「興味をもたせること」であり、そのためにはシラバスを充実させるとともに少人数教育実現に向けて人的・物的施設の整備・充実をすることが課題である。

理工学部は、演習科目や実験科目について主体的学修ができている。

薬学部は、上記主体的学修への配慮を評価する。

農学部は、多様な選択科目群から自主的・系統的な学習を可能にしている。オフィス・アワー制度は学生指導上よりよき効果を生んでいる。

生物理工学部は、必修と選択必修科目の設定が過重になる傾向がある。各学科の教育目標が複雑化・多様化する傾向があり、必修等の設定にはいっそうを慎重な評価・分析が必要である。進級基準設定は学生の自己管理能力を育成するうえで有効である。

工学部は、現行カリキュラムにおいて学生の自主的・主体的学修を実現するためにはきめ細かな履修指導を要する。海外語学研修などの英語力向上のための制度、資格試験対策講座は評価されるべきである。演習講座については、さらに複数指導体制やTA制度を進めるべきである。

九州工学部は、上記配慮はおおむね妥当である。

教養部は、総合科目を学生の主体的選択による総合化の趣旨には選択必修科目の設置はそわない。総合科目は本来専門科目を学習しつつないしは専門科目学習後に位置づけられるべきであるのに、専門科目履修前の履修になっている点、専門教育と教養教育の適切な関係づけがはかられていない。

教職教育部における複数教員による学部担当制は学生からも歓迎されている。資料室は未だ体系性をもった整備状況になっていない面がある。

c 将来の改善・改革に向けた方策

各学部の学生の主体的学修への配慮に関する将来の改善・改革に向けた方策は、以下のとおりである。

法学部は、平成13年度から教養部改組と昼夜開講制導入の予定があり、これに向けてカリキュラム改定作業中である。

商経学部は、主体的学修のためには学生に「興味をもたせること」が重要であり、そのためには、講師選択や教育方法・内容を改善し、それに向けて、人的・物的施設を充実させていく必要がある。

理工学部は、演習・実験科目以外の講義科目においても、レポート提出などにより主体的学修への意識を高めるようにすべきである。

薬学部は、学生の主体的学修のためにはカリキュラムのスリム化が必要であると考え、平成12年度からスリム化したカリキュラムにより、時間の余裕ができ主体的・自主的学習を可能にしている。

農学部は、主体的学修による課題探求能力の育成のためには、1年次から少人数教育での対話型授業が有効である。オフィス・アワーの利用を周知徹底すべきである。

生物理工学部は、今後の選択制と主体的学修のあり方は、教育科目の多様化を含むものであり、そのような教育課程の構築の可否を検討すべきである。

工学部は、習熟度別クラス編成、複数担当制・TA制度導入、少人数教育の実施など、個別指導的要素を含んだ教育プログラムの編成に向けて努力する。ディスカッション・デ

イベントや企業人による講義・寄付講義などの積極的開講、インターネットの活用、チューター制度の導入、体験・実習型授業の低学年配置などにより、主体的学修への配慮を一層進めるべきである。

九州工学部は、シラバスをさらに充実したものにすべきであり、学生による授業評価アンケートを実施すべきである。

教職教育部は、学生の相談が多い時期には当番制を設ける必要がある。平成 12 年度より進路相談室を新設し、主体的学修の活性化の一手段としている。

ク 授業科目の単位計算方法の妥当性

a 現状の説明

I 単位に関しては、大学設置基準第 21 条 2 項 1 号に準拠し、学則第 20 条がこれを定めている。これによれば、単位の計算基準は、「(1) 講義及び演習科目については、内容に応じて 15 時間から 30 時間までの範囲で定める時間の授業をもつて 1 単位とする。(2) 実験、実習及び実技については、内容に応じて 30 時間から 45 時間までの範囲で定める時間の授業をもつて 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、内容に応じて定める時間の授業をもつて 1 単位とする。(3) 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。」とされる。医学部の専門科目については、単位制によらず時間制を採用する(学則第 20 条第 1 項但書)。

II 各学部は、上述の規定にしたがって授業科目の単位計算をしている。特殊な授業科目について、たとえば、理工学部の社会奉仕実習は 15 週分の実習をもつて 1 単位としている。

b 点検・評価、長所と問題点

各学部は、おおむね現状を妥当なものと評価している。ただし、理工学部は、平成 11 年度の前期と後期の講義回数については、13.8 対 15.3 週分となり、前期授業期間が短く、大学設置基準のように 1 単位の学習時間を学内外合わせて 45 時間とすると、実験・演習科目はほぼ妥当であるが、講義科目によっては授業時間だけになっている場合もあると指摘している。文芸学部は、演習(実技)科目が講義科目に比べて学生の授業参加と発表率は多く、特に芸術学科では実習科目の重要性が高い点を単位認定に考慮する必要があるとし、工学部は、単位制について授業時間外学習も含まれることを学生に周知させる必要を述べ、九州工学部は、科目によっては学生の学修負担と取得可能単位数とが対応していないために、学習負担の高い授業科目が敬遠される傾向があると指摘する。

c 将来の改善・改革に向けた方策

各学部における授業科目の単位計算方法の妥当性に関する将来の改善・改革に向けた方策は、以下のとおりである。

法学部は、随時レポート等の提出により履修単位の実質化や授業時間をフレキシブルにして教育効果に即した単位認定をはかるような検討も必要である。

理工学部は、講義科目について、実情調査の上、講義時間を含む学内外の学習時間を考慮する必要がある。

薬学部は、講義科目については現行でよいが、実習科目については、やや過密感があり、学生の自習・自学時間を確保するため、平成 12 年度からの新カリキュラムにより、270 分の実習を 12 回（54 時間）行って 2 単位とする（1 単位 27 時間）ことにした。

文芸学部は、演習（実技）科目の単位認定方法を検討する必要がある。

農学部は、海外留学や他大学との単位互換を考慮して、単位計算方法に共通性を持たすべきである。

生物理工学部は、個々の学生の専攻・専門的研究・学際的研究に応じて、必要な科目と履修を十分に保証する一方で、過度に単位取得のみを目的とするような履修のあり方には十分配慮した方策を講じ、しかも、学生の関心と興味を喚起しつつ、広く深く教養を高めることができるような妥当な履修への配慮を講じる必要がある。

工学部は、「ゆとりある教育」・「学習意欲の向上」のために開講科目数削減をする必要があり、これとの関係で、「講義＋演習」型の授業科目など多様な授業形態に対する単位換算方法を再検討すべきである。

九州工学部は、学修内容と単位数の公平化には困難が伴うものの、より適切な単位計算方法を検討する必要がある。

ケ 他大学との単位互換方法の適切性

a 現状の説明

他大学授業科目の履修および単位認定について、大学設置基準第 28 条をうけて、学則第 14 条は、「(1) 本大学が教育上有益と認めたときは、他の大学又は短期大学（外国の大学を含む。）との協議に基づき学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。(2) 前項の規定により修得した単位は、教授会の議を経て 30 単位を限度として、本大学において修得した単位とみなすことができる。」と定める。

しかし、各学部ともに、他大学との単位互換を行っていないのが現状である。

b 点検・評価、長所と問題点、将来の改善・改革に向けた方策

法学部は、商経学部・文芸学部との単位互換制度により、他大学との単位互換の必要性はそれほど高くないので、まず他学部との単位互換制度を拡充し、その上で開かれた大学をめざし他大学との単位互換制度を整備すべきである。

文芸学部の文学科英米文学専攻では、平成 12 年度から英国サセックス大学海外研修参加者に「コミュニケーション概論 B」の 2 単位を免除するよう計画している。

農学部は、海外留学が多くなる傾向にかんがみて、外国の大学との単位互換を考慮する必要がある。洋上大学、放送大学などとの単位互換も視野に入れるべきである。

生物理工学部は、卒業論文の指導を共同研究している他の公的研究機関や他大学と行うことは有意義である。本学が 10 学部を擁する総合大学であることから、まず他学部との単位互換制度を考慮する必要がある、将来的には海外の大学を含む他大学との単位互換を検討すべきである。

工学部は、他学部と遠隔地にあることを考慮して、他学部と単位互換の出来る制度を検討し、その後中国地方の他大学との単位互換制度を検討すべきである。

九州工学部は、立地条件から他大学との単位互換制度の実施は困難であるが、同じ敷地内となる九州短期大学との単位互換は早急に検討すべきである。

コ 入学前の既修得単位および大学以外の教育施設での単位認定方法の適切性

ア 現状の説明

Ⅰ 入学前の既修得単位の認定については、大学設置基準第 29 条をうけて、学則第 14 条の 2 は、「本学第 1 学年次に入学者前に、大学又は短期大学において修得した単位を、本学が教育上有益と認めるときは、本大学において修得した単位とみなし、30 単位を限度として教授会の議を経て認定することができる。ただし、修業年限を短縮することはできない。」と定める。

Ⅱ 学則によってすべての学部が、既修得単位の認定を行っている。すなわち、1 学年次入学者および 2 学年次、3 学年次に編入学した学生の既修得単位について、一括認定ないしは相当と認められる既修得単位を認定している。

イ 点検・評価、長所と問題点

各学部とも入学前の既修得単位を認定した経験は比較的少ないので、その問題関心は編入学生の既修得単位の認定により多く割かれている。各学部ともに、一定単位数の一括認定ないしは相当と認められる科目に対する個別認定などを行っているが、商経学部は類似科目の認定に苦慮し、理工学部は実験科目や製図科目等の必修科目について教育効果上の困難を指摘し、薬学部は、病院薬局実習について「近畿地区薬学部学生実務実習に関する協議会」による共通の基準にもとづく単位認定を評価し、生物理工学部は、近畿大学工業高等専門学校からの編入学生に対して既修得単位の認定を行っているが、読み替えできない場合も多くあり、編入学生に不利益になっていることを指摘し、九州工学部は、編入学生に対する既修得単位の認定を行っているものの、その学力不足を問題視している。

ロ 将来の改善・改革に向けた方策

法学部は、本学設置の司法試験研修所等における履修科目の単位認定、あるいは、本学実施の海外語学研修における履修科目の単位認定、さらには、英検・TOEIC・TOEFL 等の成績による外国語科目の単位認定などについて早急に検討すべきであるとし、商経学部は、認定試験の実施や生涯学習教育、社会人教育をも考慮した既修得単位認定制度の早急な検討を提唱し、理工学部は、既修得単位の認定を可能な限り行っていくが、編入学生に対するきめ細かな履修指導の必要性を説き、薬学部は、病院薬局実習について、より客観的な

判断基準による単位認定すべきであるとし、文芸学部は、洋上大学・放送大学等での既修単位を視野に入れる必要をいい、生物理工学部は、既修単位認定制度の弾力的運用が必要であるとしている。

サ 社会人、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上の配慮

a 現状の説明

I 本学では外国人留学生規程第9条の規程に基づき、「外国人留学生の総合科目・外国語科目の履修に関する特例について」を定める。これによれば、通常総合科目・外国語科目のほかに、総合科目として「日本概論（4単位）」、外国語科目として「日本語総合」・「日本語表現」・「日本語読解」・「日本語特修A」・「日本語特修B」・「初修基礎英語」・「初修英語読解」（各2単位）を開設し、卒業必要単位として、総合科目では「日本概論」を含む6科目 22単位、外国語科目では「日本語」・「初修英語」を含む10単位が必要であるとしている。

II 外国人留学生が在籍する学部は、上述の「特例」によっているほか、農学部では日本語の理解力が乏しい外国人留学生には予備教育を行い、一部の専門講義では英語による授業を行っている。九州工学部は、外国人留学生に対し、教養教育において「日本語Ⅰ～Ⅳ」を特別に開講している。

b 点検・評価、長所と問題点、将来の改善・改革に向けた方策

法学部は、社会人、外国人留学生等に対する外国語教育のあり方について検討する必要があると説き、商経学部は、平成13年度から導入する帰国生徒に対し、外国人留学生を対象とした、「留学生特殊講義Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を開講することの是非を検討しており、理工学部は、教育課程上の配慮だけでなく、授業におけるきめ細かな指導が必要であるとし、農学部は、今後社会人、外国人留学生、帰国生徒に対するよりきめ細かな教育指導体制の整備の必要性を指摘し、生物理工学部は、社会人学生の受け入れには昼夜開講制を検討し、留学生の受入にはよりよい学修環境を整備していく必要があるとし、工学部、九州工学部は、外国人留学生受け入れ体制の整備する必要性を指摘している。

シ 社会人、外国人、帰国生徒に対する教育指導上の配慮

a 現状の説明

法学部、商経学部は、社会人と外国人留学生に対し、外国語科目について「特別クラス」を設け、理工学部は、各学科に留学生担当教員を配置し、指導を行い、文芸学部は、外国人留学生が少ないことから、各教員の個別指導で対応し、農学部は、日本語の理解力が乏しい外国人留学生に対して予備教育や、一部英語での専門講義を行い、各学科に各学年担任による個別的な教育指導を行っており、生物理工学部は、社会人学生に対しては教務委員等が履修指導等を、工学部は、外国人留学生には専任のチューターが履修・学習指導をそれぞれ行い、九州工学部は、外国人留学生に対して学生厚生委員の教員が個別に対応し

ている。

b 点検・評価、長所と問題点、将来の改善・改革に向けた方策

法学部は、社会人と外国人留学生に対し、チューター制度や奨学金制度を整備する必要がある、理工学部は、外国人留学生が日本人学生とより交流を深め、勉学意欲の向上をはかる必要をそれぞれ説き、文芸学部は、社会人、外国人留学生、帰国生徒を積極的な受け入れや、定期的な指導を検討すべきであるとし、農学部は、社会人、外国人留学生、帰国生徒に対してはよりきめ細かな教育指導体制を整備する必要がある、生物理工学部、九州工学部は、社会人や外国人留学生を受け入れるために、より良い学修環境を整備する必要があるとし、工学部は、外国人留学生を積極的に受け入れる体制を整える必要があると指摘している。

ス 教育効果を測定するための方法

a 現状の説明

学則第 17 条は、「履修した授業科目については、試験その他の方法により、学業成績を評価する。」と定める。各学部はこの規定にしたがい、前期・後期の定期試験、レポート評価、臨時試験、追試験、再試験、出席状況等により学業成績を評価し、もって教育効果を測定するための方法としている。その他には、理工学部、薬学部は、授業評価アンケート調査を教育効果の測定方法にしており、薬学部は薬剤師国家試験の結果もその方法の一つと考え、文芸学部芸術学科では、作品発表（公演、展覧会）、合評会の定期的実施を行い、卒業論文や創作については論文集などにまとめ、卒業公演、卒業制作については学外に発表し、成績評価が主観的判断に陥らず、教育上の効果の客観的状況を把握するようにしており、医学部は、1 年次の定期試験、2・3・4 年次のテュートリアルにおける毎週末の試験、5・6 年次のクリニカルクラークシップにおける臨床各科での評価表による評価・総合試験により教育上の効果を測定している。

b 点検・評価、長所と問題点

商経学部は、評価基準を公開し客観化しているが、教員により評価に主観的判断が入るおそれがあることを、理工学部は、授業アンケートで理解度に関する設問があり、学部全体の教育効果を調査することができることを、薬学部・農学部は、教育効果を測定する方法は現状で適切であることを、医学部は、テュートリアルとクリニカルクラークシップでは短期間の評価があり評価材料が豊富であるものの、教員間で情報交換の機会が少ないことを、生物理工学部は、小テストやレポートで教育上の効果とともに学生個人のアチーブメントの状態をみつつ個々の授業へフィードバックをする努力がなされていることを指摘している。

c 将来の改善・改革に向けた方策

商経学部は、学生に評価の客観性を周知させ、社会人教育・生涯教育・情報教育・学外体験教育等の新たな教育方法に対処するため、評価基準の再検討が必要であることを、理工学部は、授業アンケートを継続するとともに、各科目の試験結果や成績を学科別・専門

別の追跡し、あるいは総合的に分析するための検討が必要であることを、薬学部は、授業評価アンケートは教育上の効果を測定するための優れた方法であり、今後も継続していく必要があり、また、専門の講師による「教授法研修会」なども教育効果を上げる方策として考えるべきであることを、文芸学部は、公正で公平な評価を可能にするために、判断材料を広範囲から収集するようにすることを、農学部は、成績評価の方法について検討をしさらに充実させていく必要があることを、医学部は、評価に関する教員教育、あるいは、定期的な報告会ないし連絡会が必要であることを、教育ワークショップの再開、医学教育専門家による「教育研究室」の設置も考えられることを、生物理工学部は、授業評価アンケートの実施を検討する必要があることを、工学部は、到達度評価の導入が可能な科目については明確な評価基準を明示する必要があることを、教養部は、担当者の主観的評価から客観的な評価・測定方法、たとえば、外国語科目では共通テストが考えられるべきであり、授業評価アンケートの継続的实施がなされるべきであることを、それぞれ提言している。

セ 学生に対する履修指導

a 現状の説明

教養教育の新入生に対する履修指導は、教養部ないし教養教育担当教員が行い、専門教育の履修指導は、各学部の教務担当教員ないし担任教員が行っている。

法学部は、年度始めに新入生に『法学部履修要項』、『講義要項』、「時間割表」などを配布し、各学科のコース別の開講科目、履修方法、単位制、学籍関係等を説明し、基礎演習でも学部紹介・コース説明および履修指導を行っている。2年次対象の履修指導も行っている。4月下旬の履修登録期間には「学生相談日」を設け、教務委員会および学生委員会が学生からの相談を受けている。履修登録期間までに学生は実際の講義を聴講することで、履修科目選択を十全になしうる。5月中旬には履修登録確認があり、履修登録に十全を期している。

商経学部は、新入生に対しては『新入生オリエンテーション実施要項』を配布し、『学習指導要項』により3学科それぞれの履修指導を行っている。2年次以上は『講義要項』により科目履修指導が行われている。履修登録期間中「履修相談室」を開設して、履修相談等に対応している。

理工学部は、新入生には新入生オリエンテーション、2・3・4年次には履修登録時に指導を行っている。

薬学部は、年度始めに配布される『薬学部履修要項』と『薬学部授業計画 (Syllabus) 』によって履修指導をおこなっている。専門教育の履修指導については、本学部全教職員出席のもと、上記の冊子のほかに『安全要覧 (実験者のための災害防止と応急処置) 』を配布して行っている。「担任制度」を設け個別的な履修指導も行っている。

文芸学部は、『シラバス』等を配布し、新入生には教務課による履修説明、専攻別の履

修指導を、2年次以上には学科専攻別の履修指導を行っている。

農学部は、『農学部履修要項』を配布して、担任が総括的ガイダンスを行っているほか、教務委員、クラス担任、教務課が履修指導を行っている。

医学部は、新入生には履修案内と一泊オリエンテーションによる履修指導を行い、全学生には『教育要項』を配布し、チュートリアルシステムでは『コースガイド』を配布し、4年次以上の臨床実習にはシラバス的な冊子を配布している。

生物理工学部は、『履修案内』、『教育要項』、『開講科目要項（シラバス）』を配布し、各学科の教務委員による履修指導、アドバイザー担当教員による補助的履修指導を行っている。

工学部は、『学生便覧』と『シラバス』を配布し、少人数グループに分けてチューター教員による履修指導を行っている。

九州工学部は、年度始めに『履修と学生生活の手引き』と『シラバス』を配布して、履修指導を行っている。1年次の「導入セミナー」では、少人数グループで総合的な指導をしている。

教養部は、「シラバス」が含まれた『教養部履修要項』を配布し、各学部に通ずる総合科目・外国語科目について、全学部・学科の新入生に対して年度始めにいっせいに履修指導をおこなっている。

b 点検・評価、長所と問題点、将来の改善・改革に向けた方策

各学部ともに適切かつ十分な履修指導を行っているとは評価でき、さらにきめ細かな指導の必要性を説いている。

その上での点検・評価や方策として、商経学部は、「履修相談室」の拡充、『学習指導要項』や『講義要項』等のいっそうの充実をするとともに、「ホームページ」を開設して履修指導・相談を実施すべきであるとし、理工学部は、クラス担任制度を充実し、単位取得状況の悪い学生に対しては、保護者との連絡、相談を密にでききめ細かく学習効果のあがる履修指導を進めていると評価し、薬学部は、「担任制度」を優れた制度と評価し、『薬学部履修要項』と『薬学部授業計画（Syllabus）』のいっそうの充実をはかっていること、平成12年度からは本学部の紹介誌『Let's Master Pharmacy』を発行し、履修および研究室選びの参考としていることを評価し、農学部は、「オフィス・アワー」を開く予定であり、医学部は、配布冊子の内容の統一を図る必要があり、長期的にはFDのために教育ワークショップを再開する必要があるとし、生物理工学部は、学習目的の明確化のために、学習目的にそった履修課程編成と複数の履修モデルの設定が検討されねばならないとし、工学部は、チューター制度の活用・改革をいっそう進め、学生にとって魅力的な教育プログラム作成の一環として、複線的履修モデルの作成を検討する必要性を述べ、九州工学部は、現行の履修指導に細かな改善を行うこと、たとえば、ホームページ開設による指導を進めるべきことを提言する。

ソ 学生の学修の活性化のための措置

a 現状の説明

各学部では、学則第 40 条（表彰）に基づき、学力優秀者には、学長賞、学部長賞、（学部により）学科長賞などの表彰をし、もって学修活性化の措置のひとつとしている。

このほかに、シラバス付の「講義要項」・「授業計画」・「開講科目要項」などを配布している。さらに、各学部の学修活性化の措置は、以下のとおりである。

法学部は、新入生には学部・学習案内冊子である『APPROACH』を配布し、毎年度「学生懸賞論文」の募集を行い、大教室には OHP 装置を、大規模教室や中小規模教室にはビデオ再生装置を設置し、平成 8 年度からは「法廷教室」を設置し、APPROACH 別冊として『法学部期末試験問題集・平成〇年度』を発行している。

商経学部は、学生参加型の講義形式を少人数の授業で試みているほか、多人数の授業ではコンピュータ・ネットワークによる課題提出を試みている。

理工学部は、新入生には、『理工学部履修要項』、『学科授業計画（シラバス）』、『理工学部教員・研究紹介』、『安全管理要綱』を配布し、2 年次以降の学生には『理工学部教員・研究紹介』、『学科授業計画（シラバス）』を配布して、履修指導等を行っている。

薬学部は、『薬学部授業計画（Syllabus）』の配布、E-メールによる質問の受付、ホームページにおける授業内容の再掲載、図書館薬学部部分室における自習スペースの確保、情報検索システムの提供、「論文優秀賞」の授与、担任制導入による個人指導を行っている。

文芸学部は、学生のニーズにあったカリキュラムの検討と少人数教育の導入のほか、文学部は内外の著名文学者による講演会開催、英米文学専攻は夏期英国研修、芸術学科は専門家による講演会のほか、演劇・芸能専攻の公演・発表会、造形美術専攻の定期的講評会・合評会、夏期集中勉強会、実習室・演習室の提供などのきめ細かい措置を講じている。

農学部は、図書館の積極的利用を勧め、E メール・アドレスを与え、コンピュータの積極的操作を指導している。

医学部は、2・3・4 年次にテュートリアル・システムを、5・6 年次にクリニカルクラクシップを行っている。

生物理工学部は、『開講科目要項：シラバス』を配布している。

工学部は、実験・演習などでの TA の活用、生産工場見学・建築物見学・産業界からの講師招聘・インターンシップ研修参加、各種資格取得講座の開設などを行っている。

九州工学部は、新入生に対する導入セミナーの実施、3 年次に対する就職講座・資格講座の実施、コンピュータの活用を行っている。

教養部は、総合セミナーを実施している。

教職教育部は、学部担当教員を配置しているほか、学生相談室を開設している。

b 点検・評価、長所と問題点

各学部にあつては、学修活性化の措置をおおむね適切に講じているが、商経学部は、コンピュータ・ネットワークによる課題提出の試みについては、情報リテラシーの向上にも

なっていることを評価し、専攻教員の負担増加と教育施設・機器の老朽化の問題点を指摘し、農学部は、コンピュータ台数と使用時間に限度がある点を指摘し、医学部は、チュートリアルのための学習時間確保、週末試験の準備学習のために、時間的なゆとりが少ない点を問題視し、生物理工学部は、TAの負担過重の問題をのべ、九州工学部は、導入セミナーの実施は有効であると評価するものの、学生相談の体制が未整備である点を指摘し、教職教育部は、学部担当制・学生相談室は評価できるが、組織的な指導・助言体制が不備であるとしている。

c 将来の改善・改革に向けた方策

各学部の学修活性化をはかる措置に関する改善・改革に向けた方策は、以下のとおりである。

法学部は、学修活性化のための措置をさらに拡充していく必要があり、学修困難な状況に陥っていて、留年が憂慮される学生については保護者との連絡をとる手段を検討すべきである。

商経学部は、マスプロ授業の解消が先決で、その努力がなされている。情報・インターネット・ベンチャー等の新分野の科目新設も考えている。

理工学部は、学力および学習意欲のない学生に対する学修活性化の措置として、シラバスの活用に向けて教員の意識向上をはかった上で、シラバスの改革を検討すべきである。

薬学部は、現状の措置を継続していく必要がある。

文芸学部は、教育施設・機器の改善、副手制度の全面的導入を検討する必要がある。

農学部は、オフィス・アワーを設けて個別的指導をすることが望まれる。社会的要請に応じてカリキュラムの不断の検討・改定をする必要がある。

医学部は、チュートリアル・システムと臨床実習における時間の短縮により、自学自習・学習時間不足の学生にゆとりをもたせることが必要である。

生物理工学部は、シラバスの充実、ホームページによるシラバスの公開、Eメールによる質問システムの整備、教員のFDなどの検討が必要である。

工学部は、必修科目から厳選して到達度評価を導入し、到達度レベルに応じてアドバンス・レベルとスタンダード・レベルの認定を行うことを考えるべきである。キャンパス統合を機に図書館・情報センターなどの教育施設の整備充実をはかるべきである。

九州工学部は、少人数教育の増加、学生相談室の開設、韓国・湖南大学との交流の促進を行う必要がある。

教職教育部は、学生相談が集中する時期には学部担当教員を増強する必要がある。

タ 教員の教育指導方法の改善を促進させるための措置

a 現状の説明

各学部ともに、毎年度改訂されたシラバス付の『講義要項』を配布しているほか、以下のような措置を講じて教員の教育指導方法の改善を促進している。

法学部は、『APPROACH』を毎年度改定して配布し、学部長と学生自治会との会談において講義方法に関する要望を聴取し、平成 11 年度には「授業評価アンケート」調査を実施しており、文芸学部は、学科会議・専攻会議において教員間の情報交換を行っており、農学部は、平成 11 年度から年次計画で全講義室に OHP・ビデオ・パソコンの各入力機能を備えたマルチメディア・プロジェクターを整備し、個々の教員による授業評価アンケートを実施しており、医学部は、教育研修プログラムや医学教育講演会を実施しており、工学部は、全教員による教育懇談会を開催し、授業方法アンケート調査を行っており、九州工学部は、少数教員による授業評価アンケートを行っており、教養部は、各教員の自主的な工夫と実践にまかしている。

b 点検・評価、長所と問題点、将来の改善・改革に向けた方策

各学部は、以下のような点検・評価、長所と問題点、将来の改善・改革に向けた方策を示している。

法学部は、学部長・学生自治会会談や授業評価アンケート調査により学生の要望を継続的に聴取し、『講義要綱・シラバス』や『APPROACH』を学生のニーズに合わせて改定していくべきである。

理工学部は、教育指導を行うにあたり、教員間の連絡調整をさらに密にすべきである。

文芸学部は、より情報交換の場を増やすとともに、平成 12 年度新設の学生委員会が効果的な役割を果たすように準備すべきである。

農学部は、平成 12 年度からの授業評価制度の導入を機に F D 制度をたちあげて、授業の改善のために教員相互の情報交換・研修などの機会を設けることを検討すべきである。

医学部は、さらに上級の教育研修プログラムや F D のためのワークショップが検討されるべきである。

生物理工学部は、シラバスの充実、ホームページにおけるシラバスの公開、教員研修制度を検討する必要がある。

工学部は、教員による講演会開催、教員相互の授業参観、高校での授業参観・情報交換・交流授業などの実施、同一系統科目担当者による研究会・研修会の開催などの検討をする必要がある。

九州工学部は、平成 12 年度より全学部で授業評価アンケートを実施する。シラバスの検討会開催を検討すべきである。

教養部は、教員間で相互啓発、情報交換の場ないし制度を設ける必要がある。

教職教育部は、成績会議等における情報交換のあり方や学生による授業評価などを検討すべきである。

チ 授業形態と授業方法の適切性、妥当性

a 現状の説明

法学部、商経学部、理工学部、薬学部、文芸学部、教養部、教職教育部における授業形

態と授業方法は、ある程度シラバス付『講義要項』に示されているが、授業方法は、マイクによるほか、OHP・AV教育機器・視聴覚機器の使用、LL教室・視聴覚教室・マルチメディア教室等の使用がある。授業形態は、法学部や商経学部、教養部、教職教育部では、講義と演習が中心であり、授業方法としては多人数対象の講義ではマイクによる講義が多く、その際AV教育機器などを使用しているが、理工学部、薬学部、農学部、医学部、生物理工学部、工学部、九州工学部では、講義、演習のほか実験や実習、製図等が加わる。外国語科目、専門外国語科目、演習、実験、製図等では少人数教育の授業である。その他の授業形態と方法は、以下のようなものであり、これらにより、授業形態と授業方法の適切性・妥当性を追求している。

法学部は、インターンシップ、演習における「法廷教室」の使用などの工夫をしているほか、専門教育については各専門分野で担当講義科目の協議をしている。

商経学部は、少人数教育での出席重視、演習におけるディベート環境の整備、講義における視聴覚教育の活用などを行っている。

理工学部は、講義・演習・講義および演習・実習・製図・実験・社会奉仕・インターンシップなど多様な授業形態があるが、実験は複数教員が担当し、情報処理・計算機実習科目には1人1台の原則が厳守されているほか、実験・実習科目におけるTAの利用が積極的に行われている。

薬学部は、『薬学部授業計画（Syllabus）』の配布、AV機器の活用、TAの活用、授業評価アンケートの結果分析、学部長と学生自治会との懇談会における学生の要望聴取等を行っている。

文芸学部は、徹底した少人数教育を行っている。

農学部は、シラバスによる履修指導の徹底、AV機器の講義での活用、語学教育における少人数制の導入とAV機器の利用、学外実習の実践などを行っている。

医学部は、テュートリアル形式とクリニカルクラークシップ形式を導入している。

生物理工学部は、授業形態については講義が主であり、実習、演習、専門実験、卒業研究などの形態があり、授業方法についてはAV教室の利用や視聴覚機器使用がある。

工学部は、実験・実習科目や設計・演習科目の重視、視聴覚教室の積極的利用をしている。

九州工学部は、少人数による双方向的な授業としては「導入セミナー」と卒業研究があり、演習・実験では担当教員の複数化、同一授業の複数開講、演習授業の並列開講、TAの採用、LL教室の利用、OHPの使用、視聴覚教室の利用、移動可能な大型モニターとビデオセットの使用などを行っている。

教養部は、授業形態を『教養部履修要項』において示し、授業方法についてはマイク使用が中心で、ビデオ・スライド使用の講義、視聴覚教室（LL教室2、AV一体型教室20、スクリーン・OHP完備の大教室4）や視聴覚機器（キャスター付AV一体型装置8台、カセットテープレコーダー152台）の使用を行っている。

教職教育部は、比較的少人数の教育を行い、創意工夫ができるようにしている。

b 点検・評価、長所と問題点、将来の改善・改革に向けた方策

各学部等の授業形態と授業方法の適切性、妥当性に関する点検・評価、長所と問題点、将来の改善・改革に向けた方策は、以下のとおりである。

法学部は、授業評価アンケートや学部長と学生自治会との懇談会などを行うべきである。

商経学部は、履修指導の徹底、リピー特講義を含む同一科目複数担当制の整備、大教室の音響設備の改善、AV機器導入による授業などがなされるべきである。

理工学部は、平成13年度から双方向的な授業をめざした総合演習セミナーを実施する予定である。

薬学部は、授業方法についてはマルチ・メディアなどを利用した双方向性をもったものにすべきであり、視聴覚設備の整備拡充のために「教育環境整備5カ年計画」を策定している。

文芸学部は、少人数教育の徹底にはチューター制度の検討が課題である。

農学部は、全学科目について少人数制導入の検討、「授業評価」を実施できる段階での授業の改善・工夫がなされるべきである。

医学部は、チュータの質的向上をはかるために、チュータ養成ワークショップや臨床クラークシップ指導者のためのワークショップを頻繁に開催する。

生物理工学部は、コンピュータネットワークの利用、携帯型カラー液晶プロジェクターの使用、デスクトッププレゼンテーションのような新しいメディアを活用する教育方法、授業形態を活用する方法も有効であり、慎重な検討を要する。

工学部は、チューター制度の定着、ディベートやディスカッションの授業形態の増加、TAや複数教員による個別指導的授業形態の実施などをさらに進める必要がある。

九州工学部は、少人数教育の実施のためには、授業の並列開講と同一授業の複数開講を検討すべきであり、TAの増加をはかる必要がある。

教養部は、今後も視聴覚教室や視聴覚機器の増設をはかる必要がある。

教職教育部は、自己の授業実践を通して、また、会議等での意見交換により授業形態と方法の適切性・妥当性を追求すべきである。

ツ 教育指導上の有効性

a 現状の説明

各学部等は、教育指導上の有効性に関して、以下のような追求と検証をしている。

法学部は、授業評価アンケート調査の分析結果によっている。

商経学部は、社会の変化に即応するカリキュラムへの関心を高め、理論的分析や政策的・実践的判断ができる学問的センスを修得することを教育指導の目的としている。

理工学部は、各学科で教育指導上の有効性を追求する試みがなされ、保護者同席での教育指導の必要性が議論され、チュータ制導入について平成12年度から議論され、教員間の

連絡調整は学科（教室）会議で行われている。また年2回、学部長と学生自治会との懇談会がもたれ、学生の意見や要望を聞き改善を行っている。

薬学部は、講義科目については試験成績により、実習については出席状況・レポート・ディスカッション・実習試験などの総合評価により、また、授業評価アンケートの結果などによっているし、担任制度や学部長と学生自治会との懇談会なども教育指導上の有効性の判断材料にしている。

文芸学部は、徹底した少人数教育によっている。

農学部は、シラバスの有効利用、各種の教育機器（マルチメディア・プロジェクター）の積極的使用、オフィスアワー制度の活用などによっている。

医学部は、チュートリアル形式とクリニカルクラークシップ形式という新たな教育技法によっている。

生物理工学部は、講義要項（シラバス）と教育要項による履修指導によっている。

工学部は、授業の教材の工夫や授業方法の改善については担当各教員に任されているものの、学生のニーズに対応した資格試験と関連づけて履修指導を行っており、また、TAの参加により学習効果の高まる授業も行っている。また、平成12年度より、専任教員の担当するすべての授業科目について、学生による授業評価を実施し、授業法改善のための組織的取り組みを行っている。

九州工学部は、授業の教材の工夫や授業方法の改善については担当各教員に任されているものの、学生のニーズに対応した資格試験と関連づけて履修指導を行っている。

教養部は、各教員の自主的な創意工夫にまかされ、視聴覚や情報機器を利用した授業も積極的に行われている。

教職教育部は、試験により学習到達度を評価・測定するとともに、個々の教員が授業評価を実施している。

b 点検・評価、長所と問題点、将来の改善・改革に向けた方策

教育指導上の有効性に関する点検・評価、長所と問題点、将来の改善・改革に向けた方策は、以下のとおりである。

法学部、薬学部は、現状を維持していくことが重要であると認識している。

商経学部は、プロフェッショナルな専門的知識の修得が可能なカリキュラムを確立して、学生の学問的センスの質的向上をはかり、21世紀の担い手としての資質を創造性豊かに高める方向に教育指導の有効性を見いだすべきである。

理工学部は、各学科でなされている教育指導上の有効性を追求する試みについて点検・評価をする必要がある。

文芸学部は、専任と非常勤との意思疎通をはかり連携を強める必要がある。

農学部は、シラバスをさらに有効利用するための教育システムの編成、対話型授業の拡充、オフィスアワー制度の周知徹底などをはかるべきである。

医学部は、名目的になっている学生担任制度を効果的なものに再編するべきであり、チ

ュータおよびクリニカルクラークシップの指導医の再教育をおこない、医師国家試験の1対策としてクリニカルクラークシップを十分に行うべきである。

生物理工学部は、学科独自の履修モデルの作成による履修指導の実効化、全教員の履修指導能力の養成をはかるべきである。

工学部は、チューター制度の積極的な活用、到達度評価の導入、少人数教育の徹底、TAの活用などが一層はかられるべきである。

九州工学部は、「導入ゼミナール」のような対話形式の講義の更なる推進が望まれる。

教養部は、全教員が教育指導上の有効性に関心をもつようにすべきである。

教職教育部は、試験結果の成績により教育効果を測定しあう材料を会議等により確保すべきであり、成績会議等における情報交換のあり方などを検討すべきである。

テ 休講に対する補講措置の適切性

a 現状の説明

各学部では、専任・非常勤を問わず、理由の有無を問わず、休講した場合には、補講が義務づけられている。ただし、気象警報・交通機関のストライキ・大学の公的行事・業務による休講の場合は補講措置をとっていない。

b 点検・評価、長所と問題点、将来の改善・改革に向けた方策

休講に対する補講措置の適切性に関する点検・評価、長所と問題点、将来の改善・改革に向けた方策は、以下のとおりである。

法学部は、夏期・冬期休暇の直後と休暇明け直前に補講期間を設けているが、その補講時間割に工夫が必要である。

商経学部は、学会出張や公的出張による休講については補講免除の措置を講じるべきである。

理工学部は、夏期・冬期休暇の直後に集中して補講している。

薬学部は、学会出張による休講にはカリキュラムを緩和して振替講義ができるようにすべきである。

文芸学部は、半期ごとに1週間程度の補講期間を設定するなどの検討が必要である。

農学部は、学期末に1週間の集中補講期間を設定する必要がある。

生物理工学部は、気象警報・ストライキ・学部行事にともなう休講に対しては補講を実施していないために、単位認定に必要な授業時間の確保が困難な場合に、時間割における補講マスの確保が必要である。

工学部は、可能な限り全学年共通の補講期間を設定する必要がある。

九州工学部は、補講期間を設けないのであれば、受講生に共通した空き時間の時間表の作成システムを準備すべきである。

教養部は、夏期・冬期休暇中の前後1週間を補講期間として教員の自主的な実施を行っているが、全員が補講を実施するようにすべきである。

教職教育部の休講理由の比較的多いのは、学会出張である。夏期・冬期休暇の直後に補講期間を設置しているが、諸学部との補講日時の調整に苦慮している。

ト 授業満足度評価

ａ 現状の説明

法学部は、平成 11 年度末に通年の専門科目の講義について授業評価アンケートを実施している。

理工学部は、平成 10 年度に試験的な授業評価を行い、その学習会を開催し、集計解析結果の報告と議論を行った。平成 11 年度にも授業評価の実施と報告を兼ねた勉強会を開催した。平成 11 年度末に全教員参加、全科目対象の本格的授業評価を実施し、教員への報告会とともに学生への報告会をも開催している。

薬学部は、年間 2 回学生自治会による授業評価アンケート実施があり、年 1 回教員による授業評価アンケート調査を実施している。

医学部は、チュートリアルを実施している学年では定期的に授業満足度の評価を行い、クリニカルクラークシップを実施している学年では各臨床科での臨床実習最終日にアンケートをとっている。

文芸学部、農学部、生物理工学部、九州工学部、教養部、教職教育部は、組織的授業評価システムを有していないが、個人的に授業評価アンケートを実施している教員はいる。工学部では、平成 12 年度より、専任教員の担当するすべての授業科目に対して、学生による授業評価を組織的に行っている。

ｂ 点検・評価、長所と問題点、将来の改善・改革に向けた方策

授業満足度評価に関する点検・評価、長所と問題点、将来の改善・改革に向けた方策は、以下のとおりである。

法学部は、授業評価アンケートの目的が個々の専門科目の授業において達成されるための基盤整備はできたので、不断のアンケート実施と全科目についての実施、その結果分析による教育へのフィードバックをはかる必要がある。

理工学部は、過去 2 回の授業評価結果は学部全体の傾向分析結果のみの公表であったが、3 回目のものは学科別の分析結果を公開し、勉強会での議論の対象としている。

薬学部は、今後も継続して学生・教員の双方からの授業評価アンケート調査を実施し、授業満足度の向上につとめる必要がある。

文芸学部は、授業評価には長所・短所があり、将来計画検討委員会などでさらに検討する必要がある。

農学部は、授業評価システムを検討中である。

医学部は、現在行っている授業満足度評価ないしアンケートの分析結果をフィードバックし授業改善や臨床実習の充実につとめたい。

生物理工学部は、授業評価委員会を設置し、授業評価アンケート調査の実施を検討すべ

きであるが、むしろファカルティーディベロップメントを組織的に行う必要がある。

工学部は、授業評価アンケート調査を平成 12 年度より組織的に行っている。

九州工学部は、授業評価アンケートの実施に向けて検討している。